

債権の譲渡の対抗要件 宅建 H12-06-2 <<#539>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが、Bに対して有する金銭債権をCに譲渡した。Bが譲渡を承諾する相手方は、A又はCのいずれでも差し支えない。

【答え】 正しい

<<ポイント>> 債権の譲渡の対抗要件 【基本知識】

債権の譲渡は、**譲渡人が債務者に通知**をし、又は**債務者が承諾**をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。（民法 467 条 1 項）

⇒ 「承諾」の相手方は、**譲渡人・譲受人のいずれでもよい**

⇒ 「通知」は、**譲渡人のみがなしえる**（譲受人がすることはできない）